

準則計算書 <既存工場> 単一業種

※黄色のセルのみ入力

S49.6.29以降 1回目の変更
届 出 日:H4.4.30
敷 地 面 積:70,000㎡
生 産 施 設:2,000㎡増設
緑 地:1,000㎡増設

株KORIYMA 郡山工場
操 業 開 始:S35.4.1
設 置 場 所:郡山市内、工業専用地域
業 種:集積回路製造業
(日本標準産業分類)細分類3083(γ=0.4、α=1.2)
敷 地 面 積(S):70,000㎡
生 産 施 設 面 積(Po):18,000㎡
緑 地 面 積(Go):3,500㎡
環 境 施 設 面 積(Eo):6,000㎡

1 増設できる生産施設の面積

$$P \leq \gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	2,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.40	別表1
α	=	当該業種に対する敷地計算係数	=	1.20	別表2
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Po	=	S49年6月28日時点の生産施設面積(定数)	=	18,000.00	㎡
P1	=	S49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び 撤去の面積の累計(今回の増設は含まないが、撤去分は含む)	=	0.00	㎡
内訳	...			0.00	

したがって

$$\gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$$

	=	0.40	×	(70,000.00 - 18,000.00 / 0.40	×	1.20)	-	0.00
	=	0.40	×	(70,000.00 - 18,000.00 / 0.48)	-	0.00		
	=	0.40	×	(70,000.00 - 37,500.00)	-	0.00		
	=	13,000.00	-	0.00				
	=	13,000.00						

よって、 $P \leq \gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$ となり、準則に適合する。

$$P = 2,000.00 \leq 13,000.00 \quad \text{TRUE}$$

2 生産施設の増設に伴い設置すべき緑地面積

$$G \geq P / \gamma (0.2 - Go / S)$$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	2,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.40	
G	=	今回の届出によって設置する緑地の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	1,000.00	㎡
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Go	=	S49年6月28日までの緑地面積と前回までの設置義務を越える緑地面積の合計(但し今回の緑地撤去分は含む)	=	3,500.00	㎡

したがって、当該変更に伴い設置すべき緑地面積は、

$$P / \gamma (0.2 - Go / S)$$

	=	2,000.00	/	0.40	×	(0.20 - 3,500.00 / 70,000.00)
	=	5,000.00	×	(0.20 - 0.05)		
	=	5,000.00	×	0.15		
	=	750.00				

よって、 $G \geq P / \gamma (0.2 - Go / S)$ となり準則に適合する。

$$G = 1,000.00 \geq 750.00 \quad \text{TRUE}$$

なお、次回に繰り越されるGoは、

$$1,000.00 - 750.00 = 250.00 \text{ である。}$$

$$\text{次回Go} = 3,750.00$$

3 生産施設の増設に伴い設置すべき環境施設(緑地+緑地以外の環境施設)面積

$$E \geq P / \gamma (0.25 - Eo / S)$$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	2,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.40	
E	=	今回の届出によって設置する環境施設(設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	2,500.00	㎡
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Eo	=	S49年6月28日までの環境施設面積と前回までの設置義務を越える環境施設面積の合計(但し今回の環境施設撤去分は含む)	=	5,500.00	㎡
				6,000-500	

したがって、当該変更に伴い設置すべき緑地面積は

$$P / \gamma (0.25 - Eo / S)$$

	=	2,000.00	/	0.40	×	(0.25 - 5,500.00 / 70,000.00)
	=	5,000.00	×	(0.25 - 0.08)		
	=	5,000.00	×	0.17		
	=	857.14				

よって、 $E \geq P / \gamma (0.25 - Eo / S)$ となり準則に適合する。

$$E = 2,500.00 \geq 857.14 \quad \text{TRUE}$$

なお、次回に繰り越されるEoは、

$$2,500.00 - 857.14 = 1,642.86 \text{ である。}$$

$$\text{次回Eo} = 7,143.00$$

準則計算書 <既存工場> 単一業種

※黄色のセルのみ入力

S49.6.29以降 2回目の変更
届 出 日:H10.6.1
敷 地 面 積:70,000㎡
生 産 施 設:1,000㎡増設
緑 地:500㎡増設
緑地以外の環境施設:600㎡増設

株KORIYMA 郡山工場
操 業 開 始:S35.4.1
設 置 場 所:郡山市内、工業専用地域
業 種:集積回路製造業
(日本標準産業分類)細分類3083 ($\gamma=0.4$, $\alpha=1.2$)
敷 地 面 積(S):70,000㎡
生 産 施 設 面 積(Po):18,000㎡
緑 地 面 積(Go):3,500㎡
環 境 施 設 面 積(Eo):6,000㎡

1 増設できる生産施設の面積

$$P \leq \gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	1,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.40	別表1
α	=	当該業種に対する敷地計算係数	=	1.20	別表2
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Po	=	S49年6月28日時点の生産施設面積(定数)	=	18,000.00	㎡
P1	=	S49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び 撤去の面積の累計(今回の増設は含まないが、撤去分は含む)	=	2,000.00	㎡
内訳	...			0-2000	

したがって

$$\gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$$

	=	0.40	×	(70,000.00 - 18,000.00 / 0.40	×	1.20)	-	2,000.00
	=	0.40	×	(70,000.00 - 18,000.00 / 0.48)	-	2,000.00		
	=	0.40	×	(70,000.00 - 37,500.00)	-	2,000.00		
	=	13,000.00	-	2,000.00				
	=	11,000.00						

よって、 $P \leq \gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$ となり、準則に適合する。

$$P = 1,000.00 \leq 11,000.00 \quad \text{TRUE}$$

2 生産施設の増設に伴い設置すべき緑地面積

$$G \geq P / \gamma (0.2 - Go / S)$$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	1,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.40	
G	=	今回の届出によって設置する緑地の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	500.00	㎡
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Go	=	S49年6月28日までの緑地面積と前回までの設置義務を越える緑地面積の合計(但し今回の緑地撤去分は含む)	=	3,750.00	㎡

したがって、当該変更に伴い設置すべき緑地面積は、

$$P / \gamma (0.2 - Go / S)$$

	=	1,000.00	/	0.40	×	(0.20 - 3,750.00 / 70,000.00)
	=	2,500.00	×	(0.20 - 0.05)		
	=	2,500.00	×	0.15		
	=	366.00				

よって、 $G \geq P / \gamma (0.2 - Go / S)$ となり準則に適合する。

$$G = 500.00 \geq 366.00 \quad \text{TRUE}$$

なお、次回に繰り越されるGoは、

$$500.00 - 366.00 = 134.00 \text{ である。}$$

$$\text{次回Go} = 3,884.00$$

3 生産施設の増設に伴い設置すべき環境施設(緑地+緑地以外の環境施設)面積

$$E \geq P / \gamma (0.25 - Eo / S)$$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	1,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.40	
E	=	今回の届出によって設置する環境施設(設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	1,100.00	㎡
	...	緑地+緑地以外の環境施設	...	500+600	
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Eo	=	S49年6月28日までの環境施設面積と前回までの設置義務を越える環境施設面積の合計(但し今回の環境施設撤去分は含む)	=	7,143.00	㎡

したがって、当該変更に伴い設置すべき緑地面積は

$$P / \gamma (0.25 - Eo / S)$$

	=	1,000.00	/	0.40	×	(0.25 - 7,143.00 / 70,000.00)
	=	2,500.00	×	(0.25 - 0.10)		
	=	2,500.00	×	0.15		
	=	369.89				

よって、 $E \geq P / \gamma (0.25 - Eo / S)$ となり準則に適合する。

$$E = 1,100.00 \geq 369.89 \quad \text{TRUE}$$

なお、次回に繰り越されるEoは、

$$1,100.00 - 369.89 = 730.11 \text{ である。}$$

$$\text{次回Eo} = 7,874.00$$

準則計算書 <既存工場> 単一業種

※黄色のセルのみ入力

S49.6.29以降 3回目の変更
届 出 日 : H28.2.20
敷 地 面 積 : 70,000㎡
生 産 施 設 : 2,000㎡増設、1,000㎡撤去
緑 地 : 1,000㎡増設
緑地以外の環境施設 : 200㎡増設

株KORIYMA 郡山工場
操 業 開 始 : S35.4.1
設 置 場 所 : 郡山市内、工業専用地域
業 種 : 集積回路製造業
(日本標準産業分類)細分類2814 ($\gamma=0.65$ 、 $\alpha=1.2$)
敷 地 面 積 (S) : 70,000㎡

生産施設面積 (Po) : 18,000㎡
緑 地 面 積 (Go) : 3,500㎡
環境施設面積 (Eo) : 6,000㎡

γやαの値は国の法改正に等より数値が変更される場合があるため、事前にご確認ください。

1 増設できる生産施設の面積

$P \leq \gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	2,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.65	別表1
α	=	当該業種に対する敷地計算係数	=	1.20	別表2
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Po	=	S49年6月28日時点の生産施設面積(定数)	=	18,000.00	㎡
P1	=	S49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び撤去の面積の累計(今回の増設は含まないが、撤去分は含む)	=	2,000.00	㎡
内訳	...			0+2000+1000-1000	

したがって

$\gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$

	=	0.65	×	(70,000.00 - 18,000.00 / 0.65	×	1.20) - 2,000.00
	=	0.65	×	(70,000.00 - 18,000.00 / 0.78) - 2,000.00		
	=	0.65	×	(70,000.00 - 23,076.92) - 2,000.00		
	=	30,500.00	-	2,000.00		
	=	28,500.00				

よって、 $P \leq \gamma (S - Po / \gamma \alpha) - P1$ となり、準則に適合する。

$P = 2,000.00 \leq 28,500.00$ TRUE

2 生産施設の増設に伴い設置すべき緑地面積

$G \geq P / \gamma (0.2 - Go / S)$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	2,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.65	
G	=	今回の届出によって設置する緑地の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	1,000.00	㎡
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Go	=	S49年6月28日までの緑地面積と前回までの設置義務を越える緑地面積の合計(但し今回の緑地撤去分は含む)	=	3,884.00	㎡

したがって、当該変更に伴い設置すべき緑地面積は、

$P / \gamma (0.2 - Go / S)$	=	2,000.00 / 0.65	×	(0.05 - 3,884.00 / 70,000.00)
	=	3,076.92	×	(0.05 - 0.06)
	=	3,076.92	×	-0.01
	=	-16.00		

H27.7.6に「郡山市工業立地法準則条例」が施行されたため、7.6以降の緑地面積率、環境施設面積率については、緩和後の率になることがあるため注意。

よって、 $G \geq P / \gamma (0.2 - Go / S)$ となり準則に適合する。

$G = 1,000.00 \geq -16.00$ TRUE
なお、次回に繰り越されるGoは、 $1,000.00 - (-16.00) = 1,016.00$ である。

次回Go = 4,900.00

3 生産施設の増設に伴い設置すべき環境施設(緑地+緑地以外の環境施設)面積

$E \geq P / \gamma (0.25 - Eo / S)$

P	=	今回の届出によって設置する生産施設の面積 (設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	2,000.00	㎡
γ	=	生産施設面積率	=	0.65	
E	=	今回の届出によって設置する環境施設(設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)	=	1,200.00	㎡
S	=	敷地面積(但し、今回の設置分又は撤去分も含む)	=	70,000.00	㎡
Eo	=	S49年6月28日までの環境施設面積と前回までの設置義務を越える環境施設面積の合計(但し今回の環境施設撤去分は含む)	=	7,874.00	㎡

したがって、当該変更に伴い設置すべき緑地面積は

$P / \gamma (0.25 - Eo / S)$	=	2,000.00 / 0.65	×	(0.10 - 7,874.00 / 70,000.00)
	=	3,076.92	×	(0.10 - 0.11)
	=	3,076.92	×	-0.01
	=	-38.41		

よって、 $E \geq P / \gamma (0.25 - Eo / S)$ となり準則に適合する。

$E = 1,200.00 \geq -38.41$ TRUE
なお、次回に繰り越されるEoは、 $1,200.00 - (-38.41) = 1,238.41$ である。

次回Eo = 9,113.00

記号の定義について

- P ... 今回の届出によって設置する生産施設の面積(設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)
- γ ... 当該既存工場の生産施設面積率(国準則別表第一、解説本等で値を確認)
- S ... 当該既存工場の敷地面積(敷地を増やした場合はその面積も含む)
- P_0 ... 昭和49年6月28日以前に設置されている生産施設面積(及び設置工事が行われている生産施設の面積)の合計
- α ... 当該既存工場の既存生産施設用敷地換算係数(国準則別表第二、解説本等で値を確認)
- P_1 ... 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び撤去の面積の累計
(設置については+、撤去については-として計算。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行う場合はその分も-として含める。)
- G ... 今回の届出によって設置する緑地の面積(設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置分)
- G_0 ... 昭和49年6月28日以前に設置済の緑地
+ 昭和49年6月29日以降、今回届出前までに変更届出に伴い設置された準則を超えて設置された緑地(変更により設置された緑地面積-準則により必要な緑地面積)
+ 生産施設の変更とは無関係に本法に基づき届け出た緑地の増加分の合計面積
(ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合には、その分を G_0 から減じる。)
- G_1 ... 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計
- E ... 今回の届出によって設置する環境施設の面積(設置分と撤去分を相殺した値ではなく、純粋な設置)
- E_0 ... 昭和49年6月28日以前に設置済の環境施設
+ 昭和49年6月29日以降、今回の届出前までに変更届出に伴い設置された準則を超えて設置された環境施設(変更により設置された環境施設面積-準則により必要な環境施設面積-準則を超えた環境施設面積)
+ 生産施設の変更とは無関係に本法に基づき届け出た環境施設の増加分の合計面積(ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合には、その分を E_0 から減じる。)
- E_1 ... 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

別表第1 (第一条及び(備考)関係)

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	伸鉄業	40/100
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45/100
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55/100
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) 及び高炉による製鉄業	60/100
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100

別表第2 ((備考)関係)

業種の区分		既存生産施設用敷地計算係数
1	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
2	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。)、石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。)、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業(可鍛鉄製造業を除く。)、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属铸件製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
3	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。)、はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1.4
4	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次精錬・精製業	1.5